

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 8 年 1 月 20 日

担当部・課：産業部商工課〔内線 3526 〕

① 件名

第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市では現在、令和 7 年 3 月に内閣総理大臣の認定を受けた第 4 期中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和 7 年 4 月～令和 12 年 3 月）に基づき、街なかの魅力を活かしさまざまなチャレンジが生まれることで、中心市街地における更なる活性化を目指している。

【目的】

本計画掲載事業の進捗状況等に合わせて記載内容を変更することにより、市民に対する正確な情報発信を図る。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

【根拠法令】

中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）

【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】

第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち

第 1 節 賑わいと活気にあふれる商工業の振興

4 中心市街地活性化を推進する

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 3 月 第 4 期石巻市中心市街地活性化基本計画の内閣総理大臣認定

1 月 変更について内閣府地方創生推進事務局と事前相談

令和 8 年 1 月 変更の内容について石巻市中心市街地活性化協議会から意見聴取

⑤ 主な内容

以下の内容について記載を変更するもの。なお、計画の基本的事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は行わない。

1 事業実施期間の変更

	事業名	変更点
1	文化財ガイドボード等整備事業	【事業実施時期の変更】 令和 7 年度～令和 8 年度 【支援措置実施時期の変更】 令和 7 年度～令和 8 年度

2 関連する会議等の開催情報の更新

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

事業の進捗状況に合わせた記載内容に変更することにより、市民に対する正確な情報発信が図られる。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和 8 年 1 月 内閣総理大臣変更認定申請

3 月 内閣総理大臣変更認定

⑨ その他

石巻市中心市街地活性化協議会の事務局は、石巻商工会議所が担っている。